

# 「振り込め詐欺救済法」施行に伴うお知らせ

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が平成20年6月21日に施行となりました。

この法律は、「振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ、引き出されずに残っている犯罪被害資金を被害に遭われた方々に返還する」手続きとルールを定めたものです。

当金庫では、下記の対応窓口を設置し、当金庫の口座に振り込め詐欺等の犯罪被害資金を振り込まれた方からのお問い合わせに対応しております。

「振り込め詐欺救済法」対応窓口	
電話番号	03-3493-8111 (担当部：業務部)
受付時間	月～金曜日 9:00～17:00 (当金庫休業日を除く)

なお、**犯罪被害資金の返還の対象となる当金庫の預金口座につきましては「預金保険機構」のホームページにて随時公告されますので、振り込め詐欺救済法の手続きおよび公告内容等の詳細につきましては、下記の「預金保険機構」のホームページをご覧ください。**

<預金保険機構>

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/> (「振り込め詐欺救済法に基づく公告」ページ)

当金庫に被害回復分配金の支払申請書を提出された方で、支払該当者を決定した内容を記載した「**決定表**」の**閲覧<sup>\*1</sup>**を希望する場合は、上記の「振り込め詐欺救済法」対応窓口にて事前にご連絡うえ、下記の受付時間に本店業務部までお越しください。

受付時間：月～金曜日 9:00～15:00 (当金庫休業日を除く)

※1. 閲覧期間は、「被害回復分配金の額を決定表に記載した旨の公告」後6ヵ月とさせていただきます。